



SB 28、AWGハイライト 2008年6月9日 月曜日

月曜日、コンタクトグループと非公式協議が開催され、次の多様な問題を議論した：AWG-LCAにおける「共通のビジョン」と緩和、AWG-KPでのメカニズムとLULUCF、炭素回収貯留、決定書1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）、資金メカニズムのレビュー、非附属書 I 国別報告書、途上国の森林減少からの排出量削減、技術移転。

コンタクトグループおよび非公式協議

AWG-LCA（共通のビジョン）：このコンタクトグループでは、長期協力に関する共通のビジョンについて、各締約国が多様な見解を披露した。フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、共通のビジョンとは、先進国が率先して排出量を削減し、途上国が歴史的な間違った開発経路を避けてクリーンな開発経路をたどることであり、適応が不可欠な要素だと述べた。スイスは環境十全性グループ（ENVIRONMENTAL INTEGRITY GROUP）の立場で発言し、共通のビジョンは、全ての締約国間の協力枠組を提供し、長期的な気候目的およびそれを達成するための方法と手段を示すものでなければならないと述べた。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、希望目標を受け入れることは可能だが、先進国による拘束力のある野心的な目標で裏付けられることが条件であり、これには2020年までに1990年比25-40%削減、2050年までに少なくとも50%削減が含まれると述べた。中国は、共通のビジョンが具体的な目標や数値目標を意味するとは限らないと発言、むしろ長期目的、目標、手段に関するステートメントであると述べた。同代表は、希望目標の検討では負担の分担方法も議論するべきだと述べた。

バルバドスはAOSISの立場で発言し、気温が2℃以上上昇した場合のSIDSへの影響に関する科学研究を提案、その成果をCOP14前に公表しなければならないと述べた。

EUは、2℃を前提とする長期目標なら、2050年までに1990年比で少なくとも50%削減する必要がある、これは早急な短期行動が必要なことを意味すると述べた。同代表は、全ての先進国が率先して行動するべきであり、これは2020年までに1990年比25-40%範囲の削減という拘束力のある目標を意味すると述べた。同代表

は、途上国が、アフリカグループの発言のとおり、これを前提条件として長期ビジョンに合意するのなら、EUはこれを受け入れる用意があると述べた。同代表は適応行動支援の必要性を指摘した。

ニュージーランドは、他の国際プロセスでも長期目標が議論されていると指摘、そのような目標は非拘束的で、科学情報に基づき、定期的に再検討されるものでなければならないと述べた。バングラデシュはLDCsの立場で発言し、先進国の排出削減規模により脆弱な諸国が受ける影響の大きさが変わってくると述べた。同代表は、共通のビジョンには途上国が持続可能な開発を行う権利やリスク削減戦略などの適応政策の必要性を盛り込む必要があると付け加えた。マレーシアとパキスタンは、附属書I諸国の異なる排出目標が非附属書I締約国に与える影響について、分析するよう提案した。

日本は、バリ行動計画の全ての要素が共通ビジョンを構成するのであり、長期目標がその中心要素だと述べた。同代表は、2050年までに現在より60-80%削減するとの日本の国内排出削減目標に焦点を当てた。また同代表は、日本が来年にも中間目標を発表する予定であり、2008年後半には国内炭素市場を試行すると述べた。ブラジルは、共通だが差異ある責任の原則、歴史的な責任、最善の科学に則った長期目標を提案した。

米国は、長期目標が地球規模で現実的であり、最近の経済開発の変化と合致し、科学と願望に基づくものでなければならないと述べた。同代表は、COP14までに、特定の提案を提出し、それに関するテクニカルペーパーを作成するよう提案した。ロシア連邦は、目標を願望に基づくものとし、拘束力のある負担の根拠にしてはならないと述べた。グリーンピース・インターナショナル (GREENPEACE INTERNATIONAL) は、共通のビジョンを衡平性と平等に則った野心的なものにする必要があると述べた。

AWG-LCA (緩和) : このコンタクトグループの会合で、G-77/中国は、先進国と途上国の緩和行動は異なるべきだと述べた。米国、他の数カ国は、全ての国がそれぞれに適した緩和行動をとる必要があると主張した。カナダは、2050年までに60-70%排出量を削減する計画を発表した。オーストラリアは、全ての国がそれぞれに適した拘束力のある約束をするよう提案、LULUCF部門の未開拓なポテンシャルに注目した。メキシコは環境十全性グループ (ENVIRONMENTAL INTEGRITY GROUP) の立場で発言し、先進国が野心的な約束をすることの重要性を説いた。バルバドスはAOSISの立場で発言し、350ppmが安全な濃度レベルであるとし、すでにこれを超えていると指摘した。同代表は、緩和行動を図る標準パラメーターを求めた。

アイスランドと日本は、セクトラルアプローチを主張した。日本は、セクトラルアプローチが共通だが差異ある責任と両立することを強調、現在のCDMでは不十分であると述べた。Machado議長は、CDMはAWG-LCAのマנדートの範囲外だと指摘した。インドは、世界共通の基準やベストプラクティス (最善の実施方法) はバリ行動計画の範囲外だと述べた。中国は、セクトラルアプローチなど新しい問題や概念を導入することに反対した。ブラジルは、条約の実施強化に焦点を当てるよう求めた。

EU、ブラジル、その他は、附属書I国で議定書を批准していない国の努力や行動の比較可能性を強調した。EUは、途上国の行動も認められるべきであり、先進的な途上国の行動はベースラインの排出量から大きく乖離する結果を生むはずだと述べた。

米国は、非附属書I国の排出量に関する情報がタイムリーにでてこないことを嘆き、この点で条約を更新する必要があると主張した。ニュージーランドは、MRVを十分検討する必要があると指摘、MRVツールに関する文書提出を求めた。インドは、途上国のMRVは国際的に可能な緩和行動にのみ適用すべきだと説明、中国もこれを支持した。ブラジルは、途上国のMRVが各国の国内基準に則り行われることを強調、中国もこれを支持した。マレーシアおよび環境十全性グループは、技術、資金、キャパシティビルディングの重要性を説いた。

サウジアラビアは、緩和行動の経済的、社会的影響結果を強調した。アルゼンチンは、技術へのアクセス、民間部門に対する明確なシグナル、そして研究開発の必要性を指摘した。シンガポール、パキスタン、インドネシアは、途上国の自主的な緩和行動を支持し、ノルウェー、アイスランド、日本、スイスと共に、REDDを支持した。火曜日の朝、AWG-LCA 2からの手続きに関する結論書の議長草案が配布される。

AWG-KPメカニズムとLULUCFの合同グループ：LULUCF共同議長のSmithは、メカニズムとLULUCFの合同コンタクトグループの会合が開催され、両方のグループで問題提起されたCDMの下での吸収源について議論したと指摘した。同共同議長は、可能性のある問題のリストと議論のオプションに焦点を当て、議論すべきだと述べた。

多数の締約国が、REDDをAWG-KPで議論するのは時期尚早であるとし、SBSTAとAWG-LCAの場で議論すべきだと述べた。コロンビア、パナマ、その他は、将来REDDの議論ができるよう「しおり」を入れることを提案した。ブラジルは、適格な活動をこれまでどおり新規植林や森林減少に限定すべきだと述べた。スイスは、決定書16/CMP.1にLULUCF原則が含まれていることを強調した。セネガル、タンザニア、タイは、保全活動を含めることに支持を表明した。

多数のものが、恒久性問題について議論することを支持、LULUCFプロジェクトで得たクレジットの利用にキャップを設けることも議論すべきだと述べた。ツバルは、農業用土壌炭素の改善を探るよう提案した。インドネシアは、森林の回復に焦点を当て、パキスタンは、土地全般を対象とすることに支持を表明した。ノルウェーとカナダは、算定手法を提案、持続可能な土地管理についても提案した、タンザニアは、持続可能な開発の国際基準が必要だと主張した。ロシア連邦は、議定書の6条（JI）と12条（CDM）を衡平に扱うよう主張した。火曜日に議論するため、月曜日の夕方、改訂文書案を配布する。

炭素回収貯留 (SBSTA) : 非公式協議で、このグループは結論書草案を審議した。いくつかの問題で意見の不一致が残った、この中には決定書1/CMP.2 (CDMガイダンス) への言及、さらなる検討が必要な問題に関する表現、CCSに関するラウンドテーブルの開催、SBSTAによるさらなる検討のタイミングなどが含まれる。非公式の議論が続けられる。

緩和 (SBSTA) : 非公式協議で、参加者は共同議長提案の文書草案を検討、この文書には次の3つのオプションが含まれる、テクニカルペーパーまたはワークショップに関する作業、2009年12月以降も作業を継続、SBSTAの議題からこの問題を削除。大半の締約国は、最初の2つのオプションのどちらかを支持した。非公式の議論が続けられる。

決定書1/CP.10 (SBI) : 「議長の友人」の協議で、締約国は、決定書5/CP.7および1/CP.10に規定する条約4.8条 (悪影響) の実施レビューに関する委託事項で合意した。

資金メカニズム (SBI) : コンタクトグループおよび非公式協議での議論が一日中続けられた。G-77/中国、EU、日本は、提案書案を配布、参加者は、特にGEFプロジェクトの共同融資の特性について議論した。火曜日の朝、共同議長が結論書草案を配る。

ナイロビ作業プログラム (SBSTA) : 非公式協議で参加者は共同議長案について詳細に議論した。議論の焦点となったのは、気候関連のリスクと極端な現象、適応計画と実践、経済多角化であった。火曜日の検討に付すべき合意文書を作成するため、草案作成グループが月曜日の夕方に会合した。

非附属書I 国別報告書 : 非公式協議で、GEFは、非附属書 I 国別報告書作成のための財政支援に関する締約国からの質問に対し回答を示した (FCCC/SBI/2008/INF.3/Rev.1) 。その後、締約国は、資金援助および技術支援の条項に関する議題小項目について議論し、文章での合意に向け進展を見た。火曜日に非公式協議が続けられる。

森林減少からの排出量削減 (SBSTA) : 締約国は、非公式に会合し、主要な方法論問題に関する最新の文書草案を検討した。議論の中心となった問題は、推計とモニタリング、ガイドラインや方法論に関する特定の情報源への言及、決定書2/CP.13 (REDD)への言及であった。一部の締約国は、排出量の「削減」ではなく「変化」とするよう提案した。締約国は、先住民社会への影響、「保全原則」への言及、人為的な排出量に特に言及する必要があるかどうかなどで議論した。共同議長がキャパシティビルディングや排出置換といった新しいセクションを含める最新の文書草案を作成、火曜日の検討に付す。

研究と組織的観測 (SBSTA) : 非公式協議で、参加者は結論書草案に関する作業の大半を終了した。火曜日の午後も議論を続ける。

技術移転 (SBI) : このグループは一日中非公式の会合を続けた。午前中の会合で、参加者は、条約4.5条と4.1条(c) (技術移転) の実施効果レビューに関する委託事項草案を審議した、これには、マンダートの表現、作業の目的と範囲が含まれる。ここで保留とされた問題は、国別報告書との関連性、レビューの周期などである。午後の会合で、参加者は、議長の結論書草案について審議した。主に、GEF報告書への言及で意見が分かれた。しかし月曜日の夕方にはこの文書の最終案がまとまった。委託事項に関する非公式協議が続けられる。

技術移転 (SBI/SBSTA) : この非公式グループでは、EGTTの作業プログラムを検討、特にEGTTとSBIやSBSTAとの関係に関する表現が議論の中心となった。

廊下にて

月曜日、多数のコンタクトグループ、非公式協議、地域グループ会合や2国間会議が開催され、週末に到着した参加者も多かったことから、廊下は賑やかだった。

AWG-KPの交渉担当者は、全ての問題の「ショッピングリスト」を含めた文書草案の話題で持ちきりだった。締約国は、柔軟性メカニズムについて議論することを希望、原子力からCCSやREDDまで多種多様な提案が飛びかった。ある交渉担当者は、「締約国にそれぞれの好みをいえる機会を提供するのは良いが、その交渉をするのは容易でない」と述べ、「少なくとも、ボンで何か合意しなければならないわけではない」と付け加えた。

その一方、AWG-LCAも多く話題を提供、特に「共通のビジョン」に何が含まれるかが話題となった。ある参加者は、「長期ビジョンの大切さはだれもが認めるが、それが何かでは、誰の意見も一致していない」と述べた。緩和に関するコンタクトグループでは、あまり新しいアイデアが出なかったと感じるものもいた。

数人の参加者は、日本が炭素取引システムを試行し、2050年までの長期排出目標や2020年の中間目標設定の可能性を発表したことに言及した。